

【屋外広告物条例等における屋外広告物の設置について】

○共通基準

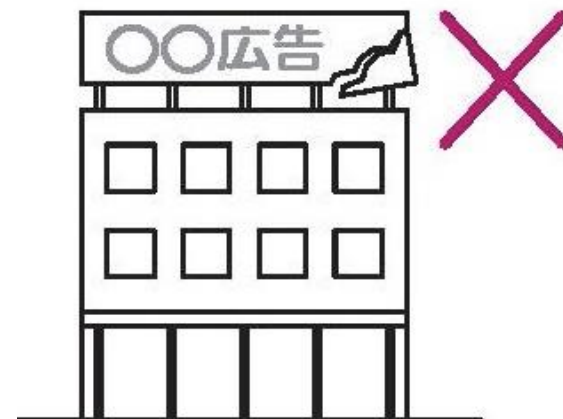
- ・ 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ・ 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ・ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

○禁止されている屋外広告物

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剝離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

○点検義務

- ・ すべての屋外広告物は定期的な点検を行うこと
(簡易な広告物は除く)



報告案件：戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について

○改正概要

- ・埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則が改正されたことに伴う見直しを行い、屋外広告物の点検者となる有資格者の範囲を拡大する等、主に安全点検に関する事項についての改正を行いました。

○主な改正内容

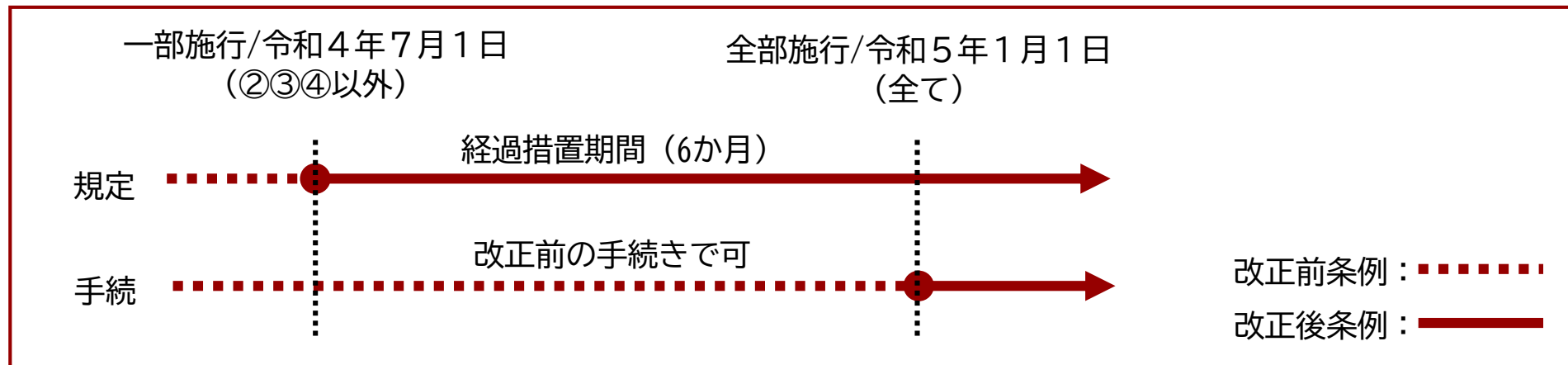
項目		改正前	改正後
①	有資格者による点検対象物	すべての屋外広告物	高さ4mを超えるもの又は許可が必要な屋外広告物
②	点検することができる有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等
③	点検時期	定期的に	定期的に (許可を受ける場合は、申請をする日前の3月以内)
④	安全点検に関する提出書類	屋外広告物等安全点検報告書	屋外広告物等安全点検報告書、写真、資格者証の写し

- ・その他、県条例及び同施行規則を踏まえた文言整理、様式の改正。

報告案件：戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について

○施行日

改正内容を周知するため、経過措置期間を設けました。（6か月）



○経過措置内容について

- ② / 点検者の変更（屋外広告業者の除外に関する事）
- ③ / 許可を受ける場合は申請をする3月以内に安全点検を実施すること
- ④ / 点検状況の写真提出

報告案件：戸田市屋外広告物条例及び同施行規則の改正について

資料3-3 (広報戸田市9月号)

7月1日
条例改正

屋外広告物の点検を適切に 実施しましょう

県屋外広告物条例および同施行規則の改正に伴い、市条例および同施行規則の見直しを行い、点検に関する事項について改正を行いました。全ての屋外広告物は、定期的な点検が義務付けられています。落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施しましょう。

主な改正項目	改正前	改正後
有資格者による点検対象物	全ての屋外広告物	高さ4mを超えるものまたは許可が必要な屋外広告物
点検可能な有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者など	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者など
点検時期	定期的に	定期的に(許可を受ける場合は、申請日前の3カ月以内)



屋外広告物の点検について

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です。点検義務者は定期的な点検の実施をお願いします。

点検義務者 設置者、管理者、所有者、占有者 (屋外広告物の掲示に関わる方)

点検対象物 全ての屋外広告物(軽易なものを除く)

点検者

- ①地上から高さ4m以下——誰でも可
- ②地上から高さ4m超——有資格者
- ③許可が必要なもの——有資格者

点検項目 最大17項目(基礎、広告板、照明等の腐食、破損など)

屋外広告物条例および同施行規則の改正について詳しくはこちらから

事業者向けTopic

for Business

問い合わせ
経済戦略室(内線374)

たかが1時間・されど1時間、外部知見の活用で世界が広がる！
さまざまな経営課題を外部知見で解決してませんか
足りないものは外部から取り入れる！市では市内の中小企業にアドバイザーを紹介することで、経営課題解決を支援します。

「新規分野に参入したいけど、ノウハウがないので不安」
「海外に売り込みたいが伝手が無い」
「新製品をどう売り込むのが効果的？」など…

その領域で活躍している人など最適なアドバイザーに相談できます。49万人の中から最適なアドバイザーをマッチング。あらゆる業界のどんな相談にも対応可能です。市内企業のやる気を応援します。

対象 市内に本店を置く中小企業(原則) ※利用は原則1社につき1回申し込みなど詳しくはホームページをご覧ください。

DX推進補助金 第1回公募締め切りは9/26(月)!

業務の効率化や人的コストの削減、生産性向上などのため、DX(デジタル・トランスフォーメーション)に取り組む事業者に補助金を交付します。

※補助率および上限は「通称特」[先進的・ロールモデル特]により異なります

第1回公募締切 9月26日(月)午後5時(必着)
第2回公募締切 12月19日(月)午後5時(必着)
必ずホームページおよび募集要項を読んだ上で申し込みください。

事業承継コラム

事業承継のタイミングは？
中小機構関東本部 中小企業アドバイザー 富永 浩

事業承継のタイミングですが、経営者に定年はないので、悩ましいところです。百社百様ですが、以下の事項を参考にしてください。

1. 経営者(小規模事業者)の平均引退年齢は70歳です。年齢を重ねると健康リスクも高まることから、70歳前後を目途に後継者に承継できるように計画を立てるところから望まれます。
2. 後継者の育成には、一般に5年から10年かかると言われる。社内で仕事を覚え、関係者の信頼を得て、一人前の経営者として育つには、時間が掛かるものです。後継者が初の時期にバトンを渡して、経営者としての経験を積ませてあげることが経営者の役目です。

対策が遅れるほど打つ手が限られますので、まずは事業承継の相談会で専門家に相談するところからスタートしてみてはいかがでしょうか。

【事業承継相談会】

主催 戸田市、商工会、県事業承継・引継ぎ支援センター
とき 9月8日(木)、10月13日(木)
①午前9時30分～11時 ②午前11時～午後0時30分
③午後1時30分～3時 ④午後3時～4時30分
ところ 商工会館
対象 市内で事業を営んでいる方 ※費用無料
申込・問い合わせ 商工会 鈴木 048-441-2617

「事業承継」について詳しくはこちら▶

資料3-4 (YOUR9月号 戸田市商工会誌)

令和4年7月1日

戸田市屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました

埼玉県屋外広告物条例及び同施行規則が改正されたことに伴い、市条例及び同施行規則の見直しを行い、点検に関する事項について改正を行いました。すべての屋外広告物は、定期的な点検を行うことが義務づけられています。落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施してください。

主な改正項目	改正前	改正後
有資格者による点検対象物	すべての屋外広告物	高さ4mを超えるもの又は許可が必要な屋外広告物
点検可能な有資格者	屋外広告業者、屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等	屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等
点検時期	定期的に	定期的に(許可を受ける場合は、申請日前の3カ月以内)

▶屋外広告物の点検について

9月1日から10日は屋外広告物適正化旬間です。
点検義務者は定期的な点検を実施するようお願いします。



- 点検義務者：設置者、管理者、所有者、占有者 (屋外広告物の掲示に関わる方)
- 点検対象物：すべての屋外広告物(軽易なものを除く)
- 点検者：①地上から高さ4m以下 / 誰でも可
②地上から高さ4m超 / 有資格者
③許可が必要なもの / 有資格者
- 点検項目：最大17項目 (基礎、広告板、照明等の腐食、破損等)

主な屋外広告物



【お問い合わせ先】戸田市 都市整備部 都市計画課 都市景観担当 ☎048-441-1800 (内線320)

ふるさと納税返礼品事業者勉強会

ふるさと納税制度を活用し、販路拡大、商品やサービスのPRにつなげていきませんか？既存の事業者様だけでなく、返礼品の登録にご興味のある事業者様にもご参加いただけます。

ふるさと納税の仕組み



【日時】10月6日(木) 18時～19時

参加費無料

【会場】戸田市商工会館 3階大会議室

【対象】返礼品等協力事業者、戸田市での返礼品登録を検討している事業者

【内容】ふるさと納税の概要、返礼品のPR方法や注文数を増やすためのアイデア、質疑等

【申込み】市ホームページの申込みフォームにて

【主催・問合せ先】戸田市役所 経済戦略室 地域能力創造担当 TEL.048-441-1800 (内線347)



おそうじを通して安心と笑顔をお届けする

SmileCLEAN
スマイルクリーン

【お問い合わせ】

0120-793-513

お気軽にご相談ください。

戸田市 スマイルクリーン



業務用エアコン(店舗・事務所など)
「年間安心パスポート」はじまりました

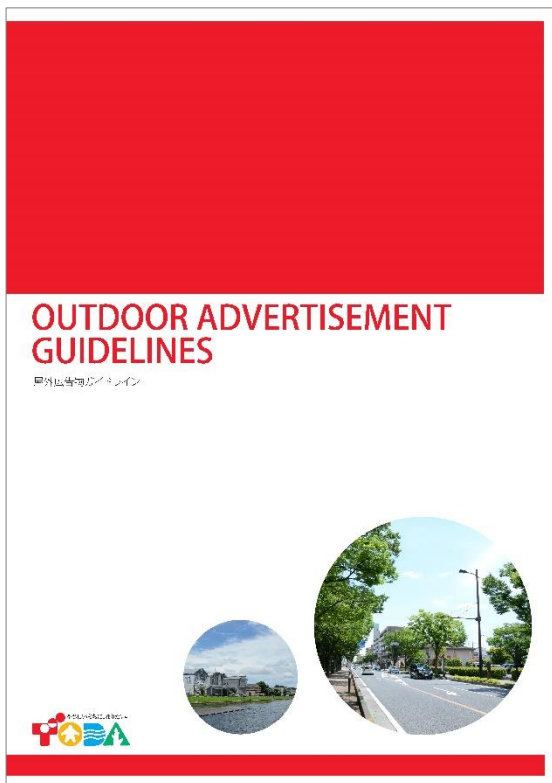
高カビ抗菌コート

換気フィルタ
換気フィルター

オゾン除菌

○屋外広告物ガイドライン（資料3-5）

- ・望ましい屋外広告物による景観の実現を目指し、景観形成の方針及び配慮事項を記載。
- ・屋外広告物の計画等時に、掲出者や屋外広告物事業者が参考資料として活用。



屋外広告物ガイドライン / P28

5 屋外広告物の景観形成方針・配慮事項/安全点検

安全点検

●景観形成方針

屋外広告物の落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検の実施を行う。

●配慮事項

①適切な点検の実施

- ・すべての屋外広告物は定期的な点検を実施すること

→屋外広告物の事故では、甚大な被害が発生する場合があります。損害賠償責任、刑事責任、社会的信用の失墜などの損失を防止するためにも、定期的な点検を実施し、適正な維持管理を行ってください。



②点検実施時の留意事項

- ・点検義務者（有資格者等に点検をさせなければならない者）
 - ・設置者（施工者、設営業者等）
 - ・所有者（広告物、掲出物件の所有者）
 - ・管理者（広告物、掲出物件の管理者）
 - ・占有者（賃借等により広告物等を占有している者）

- ・点検対象物：すべての屋外広告物（はり紙、広告旗等軽易な広告物は除く）

- ・有資格者による点検対象物：

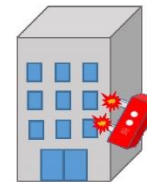
○許可が不要な屋外広告物

- ・上端の高さが地上から4mを超える場合：有資格者
- ・上端の高さが地上から4m以下の場合：誰でも可

○許可が必要な屋外広告物

- ・上端の高さに関わらず：有資格者

- ・有資格者：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、建築士、電気工事士、第1～3種電気主任技術者等
- ・点検時期：定期的（許可を受ける場合は、申請をする日前の3月以内に安全点検を行うことが必要です。）
- ・点検項目：最大17項目（基礎部や支持部、取付部、広告板、照明装置等の腐食や破損、変形等）



○屋外広告物条例のしおり（資料3-6）

- ・ 屋外広告物の規制内容や禁止地域、許可地域及び禁止物件に関わること、許可基準等について記載。
- ・ 掲出者や屋外広告物事業者が基準内容、手続き等の確認時に活用。



戸田市
屋外広告物条例のしおり



戸田市屋外広告物条例のしおり / P19

点検義務

●安全点検

すべての屋外広告物は定期的な点検を行うことが義務づけられています。落下や倒壊による事故を防止するため、適切な点検を実施してください。

●点検実施

- 点検義務者（有資格者等に点検をさせなければならない者）
 - ・設置者（加工者、設置業者等）
 - ・管理者（広告物、掲出物件の管理者）
 - ・所有者（広告物、掲出物件の所有者）
 - ・占有者（賃借等により広告物等を占有している者）

○点検対象物

- ・すべての屋外広告物（※軽易な広告物は除く）

○有資格者による点検が必要なもの

- ・許可が不要な屋外広告物
 - ・）上端の高さが地上から4m超：有資格者
 - ・）上端の高さが地上から4m以下：誰でも可
- ・許可が必要な屋外広告物
 - ・）上端の高さに関わらず：有資格者

○点検時期

- ・定期的（許可を受ける場合は、申請をする日前の3月以内）

○点検項目

- ・最大17項目
（基礎部や支持部、取付部、広告板、照明装置等の腐食や破損、変形等）

有資格者となる点検者とは…

- ① 屋外広告士
- ② 都道府県、指定都市又は中核市が開催する屋外広告物講習会を修了した者
- ③ 建築士
- ④ 電気工事士
- ⑤ 第一種～三種電気主任技術者
- ⑥ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者で次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係るもの
 - イ 帆布製品の製造、取付に係るもの
- ⑦ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者
- ⑧ 知事が同等以上の知識を有するものと認定した者

※点検の適用除外となる屋外広告物

- ・貼り紙、貼り札、広告旗、立看板、広告幕（つり下げを含む。）、アドバルーンその他これらに類する軽易な広告物
- ・法令の規定により同程度の点検を実施することとされているもの
- ・壁面に描かれた広告物
- ・広告物の表示内容のみを変更するもの
- ・設置した日から3月以内のもの、建築基準法の規定による検査済証交付日から1年以内のもの
- ・14ページ（適用除外の屋外広告物の基準）表申、※マークの記載のあるもの（広告物を掲出する物件を除く。）